

平成31年4月定例教育委員会
議案説明資料

報告 2件

議案 2件

計 4件

番号	報告第5号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	人事異動の専決処分の承認を求めることについて		
説明	平成31年4月1日付け及び平成31年4月8日付けで教育委員会事務局職員の人事異動を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 平成31年4月1日、平成31年4月8日		

番号	報告第6号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>「松原市教育委員会事務局事務分掌規則」について、平成31年松原市議会第1回定例会において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が制定されたことにより、等級別基準職務表に規定されている専任職（5級）、主任（4級）、副主任（3級）の各職が廃止され、新たに主任（3級）が設けられることから、本規則の関連する項目について、所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 平成31年4月1日</p>		

松原市教育委員会事務局事務分掌規則

改正後	改正前
<p>(役職員の設置)</p> <p>第2条 部に部長及び次長、課に課長、センターにセンター長、係に係長を置く。</p> <p>2 課に課長補佐、センターにセンター長補佐、係に主任を置くことができる。</p> <p>3 調査、企画その他特定の事務を担当させるため特に必要があるときは、教育長秘書官、教育監、理事、副理事、参事、主幹及び主査を置くことができる。</p> <p>(職務及び分担)</p> <p>第3条 部長は、教育長を補佐し、教育行政に関する重要な施策及び事業について積極的に提案及び進言をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長秘書官、教育監、理事、副理事、参事、主幹及び主査は、各々上司の命を受けて担当事務を掌理する。</p> <p>4 主任は、係長その他上司の命を受けて所管の事務を掌理する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(役職員の設置)</p> <p>第2条 部に部長及び次長、課に課長、センターにセンター長、係に係長を置く。</p> <p>2 課に課長補佐、センターにセンター長補佐、係に主任及び副主任を置くことができる。</p> <p>3 調査、企画その他特定の事務を担当させるため特に必要があるときは、教育長秘書官、教育監、理事、副理事、参事、主幹、専任職及び主査を置くことができる。</p> <p>(職務及び分担)</p> <p>第3条 部長は、教育長を補佐し、教育行政に関する重要な施策及び事業について積極的に提案及び進言をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長秘書官、教育監、理事、副理事、参事、主幹、専任職及び主査は、各々上司の命を受けて担当事務を掌理する。</p> <p>4 主任及び副主任は、係長その他上司の命を受けて所管の事務を掌理する。</p> <p>5 (略)</p>

番号	議案第7号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	平成31年度教育行政方針を定めることについて		
説明	<p>松原市教育振興基本計画の基本理念である「未来を拓く自立心を育む人づくり」の実現に向けて、平成31年度に取り組むべき主な施策について体系的に示すことにより、教育施策の一層の充実と効果的な教育行政を推進するために、平成31年度教育行政方針を定めるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第8号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和2年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について		
説明	<p>令和2年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定において、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第3条に基づき、令和2年度から松原市立義務教育諸学校(小学校)において使用する教科用図書の採択に関して、調査及び研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程

平成 13 年 2 月 20 日

教委規程第 1 号

(設置)

第 1 条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前 1 年とする。

(委員会の担任する事務)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命または委嘱する。

(1) 教育委員会事務局職員

(2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員

(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者

2 委員の任期は、第 2 条に規定する委員会の設置期間とする。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員長および副委員長)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長各 1 名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第 8 条 委員会は、必要に応じて調査員を置いて調査を行うものとする。

2 調査員の人数は、委員会が種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに松原市立義務教育諸学校に勤務する校長および教員のうちから、教育委員会が任命する。

4 第 5 条第 3 項の規定は、調査員に準用する。

(施行の細目)

第 9 条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

平成 26 年 4 月 22 日改訂

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）は、以下の運営要領によって運営する。

1. 選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表 2 名、教頭代表 1 名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者 2 名（松原市 P T A 協議会代表）を持って組織する。
2. 選定委員会は、調査員の報告をもとに、各種目ごとに教育委員会に答申する。
3. 選定委員会は、必要に応じ大阪府教育委員会事務局の助言を求めることができる。
4. 選定委員会委員は、別紙様式による誓約書を提出する。
5. 教育委員会は、松原市立小・中学校の校長および教員のうち、当該教科について、すぐれた専門的知識を有するものを調査員に任命する。その数は各種目につき 3 名とする。
6. 調査員は、採択が適切に行えるよう大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、各種目ごとに必要な調査検討を行い、その結果を書面によって選定委員会に報告する。
7. 調査員は、別紙様式による誓約書を提出するものとする。
8. 保護者の代表に対しては、出席した日数に応じて費用弁償を含む額をその都度支給する。
9. 選定委員会の事務局を本市教育委員会学校教育部教育推進課内におき、指導主事をもって充てる。

選定委員名簿（案）

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第 5 条に基づき、以下の者を任命又は委嘱する。

(1) 教育委員会事務局

- ・松原市教育委員会 学校教育部長
- ・松原市教育委員会 学校教育部次長

(2) 松原市義務教育諸学校の校長および教員

- ・小学校長代表（2名）
- ・小学校教頭代表（1名）

(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者

- ・PTA代表（2名）

*選定委員会は、7名で構成する。

【別記】 検定・採択の周期

年度(西暦)		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	
学校種別等区分												
小学校	検定	◎			◆	◎	◎					◎
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△				△	△	
		使用開始	○				○				○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 網掛け部分については見込みである。